

登米市立東和中学校
部活動指導に関する基本方針

平成31年4月
登米市立東和中学校

策定の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものです。学校においては、顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に多様な部活動が展開されています。部活動には

- ・同じ目的をもった仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる
- ・自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる

など教育的意義が大きいとされています。

一方では、部活動における行きすぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまでスポーツ庁や宮城県教育委員会、登米市教育委員会からは、適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知や、さらには部活動の適切な指導を徹底するため、「部活動での指導ガイドライン」が策定されました。

また、価値観の多様化や少子化、教員の大幅な世代交代といった時代の変化により、活動する部員数の減少、指導する教員の専門性の課題、児童生徒や保護者の考え方の多様化など、学校に求められるニーズの増大による教職員の多忙化といった、解消すべき新たな課題にも直面しています。

このような状況を鑑み、登米市では今後の部活動のあり方について、各学校において教育活動の一貫として適切に行われるよう、「部活動指導に関する基本方針」が策定され、それを受け東和中学校でも、基本方針を策定しました。

今後、本校でも基本方針をもとに、学校教育目標や目指す児童生徒像の実現に向けて、学校・保護者・部活動外部指導者、そしてスポーツ少年団等地域の関係者と共通理解を図り、生徒のバランスの取れた健全な成長に向け日々の指導にあたっていきます。

平成31年4月 登米市立東和中学校

部活動指導に関する基本方針

目次

1	部活動の目標・基本方針・重点目標	1
2	部活動の種類	1
3	適切な休養日等の設定	2
4	指導・運営に係る体制の構築	4
5	今後の研究事項	5

1 部活動の目標・基本方針・重点目標

(1) 部活動の目標

- ① 教師と生徒、生徒と生徒の人間的なふれあいの場を通して、より望ましい生徒の人間関係を育てる。
- ② 生徒の興味・関心・特技をもとに自主的・意欲的に活動をさせる。
- ③ 積極的に参加する生徒によって組織され、個性の伸長、健康な身体や強い意志を育てる。

(2) 部活動の基本方針

- ① 全員の入部を原則とする。
- ② 全員が協力し、楽しく活動ができ、満足感や充実感を得られるようにする。
- ③ 規律ある活動を通し、自分の能力を発揮できるようにし、最後までやり遂げる心を育てる。

(3) 部活動の重点目標

- ① 部活動のきまりを守り、各部の計画に基づいて実施する。
- ② 時間・場所を有効に活用し、相互に励まし合い、力一杯楽しく活動ができるようにする。
- ③ 自己の技術と心を磨き、心身を鍛える場とする。

2 部活動の種類

<運動部>

- ① 野球（男女）
- ② ソフトボール（休部中）
- ③ ソフトテニス（男女）
- ④ バスケットボール（休部中）
- ⑤ バドミントン（男女）
- ⑥ 卓球（男女）
- ⑦ バレーボール（女）
- ⑧ 剣道（休部中）
- ⑨ アーチェリー（男女）
- ⑩ 陸上・水泳・駅伝（特設）

<文化部>

- ⑪ 吹奏楽
- ⑫ 美術

*中総体以降部員数が0となった場合休部状態に入り、その後3年間の休部状態が継続した場合には廃部についての審議を行う。審議については、中央委員会、生徒会総会の承認を得て、最終的には校長が決定権を持つ。

*平成31年度の生徒会総会にて、バスケットボール部、剣道部の廃部についての審議を行う。また、ソフトボール部については、部員数が0の状態が2年経過するため、次年度に廃部についての審議を行うものとする。

3 適切な休養日等の設定

(1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

【基本的な考え方】

成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとすることができるよう、部活動の休養日等について具体的な基準を設ける。

【具体的な基準】

① 学期中の休養日の設定

- ・週休日の翌日はノー部活デーとする。
- ・期末テストの5日前から活動は停止とする。中間テストは3日前からとする。
(大会などで期間内に活動をする場合は、規定の用紙に記入し、学校長の許可を得て実施する。)
- ・土・日のうち、一日は原則として活動しないこととする。
(大会前等で2日行った場合は、平日の休みを1日増やす)
- ・土曜、日曜、祝日、休業日の活動時間(めやす)は次の通りとする。
午前：9：00～12：00 午後：13：00～16：00

② 1日の活動時間

- ・長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。以下表1を本校の月別活動時間とする。

表1

月	部活動時間(完全下校)	月	部活動時間(完全下校)
4	～17：45(18：00)	10	～17：00(17：15)
5	～18：00(18：15)	11	～16：30(16：45)
6	～18：00(18：15)	12	～16：30(16：45)
7	～18：00(18：15)	1	～16：30(16：45)
8	～18：00(18：15)	2	～17：00(17：15)
9	～17：30(17：45)	3	～17：30(17：45)

- ・部活動の延長は規定の用紙に記入し、校長の許可を得て実施する。また、保護者の承諾を得る。
延長申請は中体連行事(吹奏楽コンクール含む)の3週間前、その他は2週間前からとする。活動延長時間については、表1の活動時間を考慮し、顧問、部活動担当者で協議し、校長の許可を得るものとする。但し、最大延長時間は18時45分(完全下校19：00)とし、下校については保護者送迎とする。

③ 朝練習

始業前の活動は原則禁止する。(ただし、顧問が必要と認め、校長が許可した場合はこの限りでない。)

- ・活動期間 市県等総合前最大限3週間程度とする。
- ・開始時間 7時30分から8時00分とする。
- ・活動内容 学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。
- ・原則として顧問が活動につくこと。

※ 清掃活動やミーティングは7時45分以降から活動のこと。

④ 長期休業中の部活動

- ・顧問が付けない場合は原則として活動の許可はしない。(会議等で活動場所に顧問が全く付けない場合も含む)
- ・土曜、日曜は部活動を行わない。(大会前等は、弾力的に運用する)
- ・また、児童生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

⑤ 部活動とスポーツ少年団、親の会などの関連について

- ・学校教育の一環である部活動を主とし、スポーツ少年団、親の会主催の活動などは、それを補う活動であるにとらえる。よって、活動の制約などは部活動規定に準ずるように、スポ少指導者、親の会会長等に要請する。(4月下旬に学校としての部活動の趣旨を確認する場を設定する)
- ・平日の部活動とは、月別活動時間で定められた時刻内での活動を示す。これ以降の活動は、スポーツ少年団の活動と見なす。
- ・休養日の設定についても、①学期中の休養日の設定を適用する。

※「ハイシーズン」の設定

年間を通して様々な大会があるが、中学校総合体育大会や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり、上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに応えられない現状がある。

したがって、このような時期は「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト(燃え尽き)を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。

その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

(2) 校長による「部活動の方針」の策定

校長は毎年度、部活動における休養日の設定及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者や関係団体等に理解を求めるとともに、学校のホームページ等への掲載等により公表する。

(3) 顧問による活動計画の作成

- ① 顧問は「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画を作成して休養日を確保するとともに、保護者、外部指導者等に説明し、理解を求める。
- ② 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ③ 顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(4) 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- ① 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ② 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

4 指導・運営に係る体制の構築

(1) 指導体制の構築

- ① 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める。
- ② 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(2) 外部指導者の委嘱について

① 委嘱の目的

学校の教育活動の中の一つである部活動は、生徒の自主的・自治的活動であり、教員（顧問）が指導する活動である。競技により顧問の指導で不足する部分（技術指導及び競技の専門性の高い事項の指導）をボランティアとして補助や支援をいただくために、部活動外部指導者を委嘱する。

- ② 委嘱の主体
学校とPTAが共同で委嘱する。
- ③ 部活動外部指導者の定義
学校とPTAが認め、校長とPTA会長が連名で委嘱した学校職員以外の指導者を外部指導者とする。
- ④ 外部指導者推薦及び委嘱基準等
- ・各部活動の種目等に関する専門性を持ち合わせた人物であること。
 - ・部活動は生徒会活動に位置づけられ、生徒の自主的・自治的活動であることから、生徒の自主的、自発的な活動を尊重した指導や補助ができる人物であること。
 - ・活動にあたっては、部活動顧問を補佐する立場として生徒への指導を実践できる人物であること。
 - ・部活動とスポーツ少年団の活動とのバランスをとり、学校生活や学習に支障が出ないような配慮ができる人物であること。
 - ・部活動外部指導者の委嘱と、学校支援ボランティア（部活動支援者）としての登録を了解していただき、原則、ボランティアとして活動していただける人物であること。
- ※ 委嘱された外部指導者は、中体連大会で外部コーチとしてベンチ入りが可能である。それ以外の指導者は、中体連大会ではベンチ入りはできない（各競技規則による）。
- ※ 外部指導者の任期は、委嘱された日から当該年度末（3月31日）までとする。

5 今後の研究事項

部活動に係る運営体制の構築、大会等の見直し等について研究を進めていく。

（1） 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

校長は、より多くの生徒の運動機会の創出のため、例えば、季節ごとに異なる競技種目を行う活動、競技志向でなくレクリエーションとして行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒のニーズ等を踏まえた部の設置について研究する。

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技種目の部を設けることが難しい状況が生じていることから、拠点校による合同部活動等の取組について研究する。

（2） 地域との連携等

校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。